

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

今週のことば

地震地域係数

鉄筋コンクリート造や3階建て以上の木造建築物の耐震設計に用いる係数で、地域ごとに1~0.7の範囲で定めているが全国一律にすることも含めて見直しを検討。

◆ 今週のことば ◆ ご自分の予定を確認して下さい

3/25(月) 大安

26(火) 赤口 24年の公示地価

27(水) 先勝

28(木) 友引 米大リーグ本土開幕

29(金) 先負 プロ野球セ・パ両リーグ開幕

30(土) 仏滅 競馬・ドバイ国際競争

31(日) 大安

先週の株と為替

日経平均株価 円(対米ドル)

3/18(月) 39,740 △1032 149.12 ▼0.55

19(火) 40,004 △264 150.25 ▼1.13

20(水) 春分の日

21(木) 40,816 △812 151.22 ▼0.97

22(金) 40,888 △72 151.39 ▼0.17

4月から始まる主な制度(労働・社保関係)

本年4月から多くの制度が始まりますが、主な労働・社保関係は以下のとおりです。

◎労働条件明示ルールの改正……労働契約の締結・更新時に明示すべき労働条件として、全ての労働者に対して「就業場所・業務の変更の範囲」、有期労働者に対して「更新上限の有無と内容」、「無期転換申込機会(無期転換を申込みことができる旨)」、「無期転換後の労働条件」が追加されます。また、労働者の募集時等にも「就業場所・業務の変更の範囲」、「有期労働契約を更新する場合の基準」が明示事項に加わります

◎建設・ドライバー・医師等の時間外労働規制……建設事業や自動車運転の業務、医業に従事する医師などに対する時間外労働の上限規制の適用猶予期間が終了し、上限規制が適用されます。

◎障害者の法定雇用率引上げ等……民間企業の法定雇用率が2.5%(現行2.3%)に上げられ、障害者を1人以上雇用しなければならない事業主の範囲が従業員40人(現行43.5人)以上となります。また、週所定労働時間10時間以上20時間未満の一定の障害者について、雇用率上、0.5人として算定できるようになります。

◎事業者による障害者への合理的配慮の提供の義務化……事業者は、障害がある方から社会的な障壁を取り除くために対応を必要としているとの意思が示された場合は負担が重すぎない範囲で対応することが求められます。

◎在職老齢年金の支給停止調整額引上げ……在職老齢年金の支給停止の基準となる「支給停止調整額」が50万円(現行48万円)に上げられます。

■この記事の詳細は、情報BOX201512

定額減税における月次減税の対象者は

納税者と扶養親族(配偶者を含む)1人につき、所得税から3万円、個人住民税から1万円を控除する定額減税が予定されています。

給与所得者に対する所得税の定額減税は、本年6月以後最初に支払う給与等の源泉徴収税額から控除(控除しきれない分は以後に支払う給与等の源泉徴収税額から順次控除)する「月次減税」を実施しますが、これは本年6月1日現在で勤務している方のうち、給与等の源泉徴収において源泉徴収税額表の甲欄が適用される居住者(扶養控除等申告書を提出している方)が対象となります。

対象となる方は一律に月次減税の適用を受けることになり、適用の有無は選択できません。

抜本的な見直しが検討されている免税店制度

訪日外国人旅行者数がコロナ前と同水準まで回復していますが、免税店において免税購入された物品が国内で横流しされる事例が多発していることから、免税店が販売時に消費税相当額を預かり、国外への持ち出しが確認された場合に、旅行者に消費税相当額を返金する仕組みとすることが検討されています(令和7年度税制改正で結論を得る)。

なお、本年4月以後に事業者が免税購入物品と知りながら行った仕入れは、仕入税額控除の適用が認められません。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記

の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

令和6年4月から適用開始となる主な制度（労働・社会保険関係）

◆労働条件明示ルールの改正

【労働基準法施行規則等の改正】

労働契約の締結・更新時に、次の労働条件明示事項が追加されます。

①全ての労働契約の締結時と有期労働契約の更新時に、「就業場所・業務の変更の範囲※」について明示が必要になります。

※変更の範囲とは、将来の配置転換などによって変わり得る就業場所・業務の範囲を指します。

②有期労働契約の締結・更新時に、「更新上限（通算契約期間又は更新回数の上限）の有無と内容」の明示が必要になります。併せて、最初の労働契約の締結より後に更新上限を新設・短縮する場合は、その理由を労働者にあらかじめ説明することが必要になります。

③無期転換ルール※に基づく無期転換申込権が発生する契約の更新時に、「無期転換を申し込むことができる旨（無期転換申込機会）」及び「無期転換後の労働条件」の明示が必要になります。

※有期労働契約が通算5年を超える場合、労働者の申込みにより無期労働契約に転換する制度。

【職業安定法施行規則の改正】※上記と同様の改正

労働者の募集や職業紹介事業者への求人の申込みの際に明示しなければならない労働条件として、

①従事すべき業務の変更の範囲、②就業場所の変更の範囲、③有期労働契約を更新する場合の基準（通算契約期間又は更新回数の上限を含む）が追加されます。

◆建設業・ドライバー・医師等の時間外労働の上限規制

時間外労働の上限規制の適用が5年間猶予されていた次の事業・業務について、上限規制が適用されます。

・「工作物の建設の事業」は、災害時の復旧及び復興事業を除き、原則どおりに適用されます。

・「自動車運転の業務」は、特別条項付き36協定を締結する場合の時間外労働の上限が年960時間となります。

・「医業に従事する医師」は、特別条項付き36協定を締結する場合の時間外・休日労働の上限が原則年960時間（最大1,860時間）となります。

・「鹿児島県及び沖縄県における砂糖を製造する事業」は、原則どおりに適用されます。

◆障害者の法定雇用率の引上げ等

◎法定雇用率の引上げ

事業主には、常時雇用している従業員に占める障害者の割合を「法定雇用率」以上にすることが義務付けられており、民間企業の法定雇用率が2.5%（現行2.3%）に上げられます。これに伴い、障害者を雇用しなければならない事業主の範囲が従業員40.0人以上（現行43.5人以上）に変わります。

※対象となる事業主は毎年6月1日時点の「障害者雇用状況」をハローワークに報告。

◎短時間労働の障害者の算定特例

週所定労働時間が10時間以上20時間未満の重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者が実雇用率の算定対象に加えられ、1人をもって0.5人と算定します。

※週10時間以上20時間未満で働く障害者を雇用する事業主に支給していた特例給付金は廃止。

◆事業者による障害者への「合理的配慮の提供」の義務化

障害のある方にとって、社会生活において提供されている設備やサービスなどの利用が難しく、活動が制限されてしまっている場合があり、個々の場面で「社会的なバリアを取り除いてほしい」という意思が示された際に、事業者はその実施に伴う負担が過重でない範囲で、バリアを取り除くために必要かつ合理的な対応を行う必要があります。

なお、合理的配慮の範囲は、事業者の事務や事業の目的・内容・機能に照らし、①必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、②障害のない人との比較において、同等の機会の提供を受けるためのものであること、③事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないこと、を満たすものとなります。

◆在職老齢年金の支給停止調整額の引上げ

60歳以降に在職（厚生年金保険に加入）しながら受給する在職老齢年金は、総報酬月額相当額と老齢厚生年金の基本月額の合計額が支給停止調整額を超える場合に、超える金額の1/2が年金額（月額）から支給停止となります。

この支給停止調整額が50万円（現行48万円）に引上げとなります。